

国立大学法人鳴門教育大学職員表彰規程

平成16年 4月 1日

規程第 22 号

改正 平成23年 3月 9日規程第 8 号

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人鳴門教育大学職員就業規則(平成16年規則第23号。以下「就業規則」という。)第48条の規定に基づき、国立大学法人鳴門教育大学(以下「本学」という。)の職員の表彰について、必要な事項を定める。

(表彰の種類)

第2条 表彰は、永年勤続表彰及び特別表彰とする。

(永年勤続表彰)

第3条 永年勤続表彰は、本学に勤務する職員(就業規則第3条各号に掲げる職員を除く。)であって、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 本学創立記念日又は退職の日において、国立大学法人、独立行政法人、国又は地方公共団体(以下「国立大学法人等」という。)の職員(常勤職員に限る。)として引き続きいた在職期間(以下「勤続期間」という。)が20年以上であって、当該勤続期間のうち、本学職員としての在職期間(以下「本学在職期間」という。)が10年に達する者
- (2) 退職の日において、勤続期間が35年以上であって、当該勤続期間のうち、本学在職期間が18年に達する者
- (3) 退職の日において、前2号に掲げる者と同等程度の勤続期間又は本学在職期間を有し、表彰するに足りる特別の事情があると認められる者

2 表彰は、1人の職員について1回とする。ただし、前項第1号に該当して表彰された者が、同条第2号又は第3号に該当することとなった場合においては、この限りでない。

3 前項の回数は、当該職員が他の国立大学法人等において、本規程と同趣旨の表彰をされた回数を含む。

(特別表彰)

第4条 特別表彰は、就業規則第48条第1項第2号から第5号に該当する職員に対して行う。

(表彰の方法等)

第5条 表彰は、学長が表彰状を授与してこれを行う。

2 前項の表彰状にあわせて記念品を贈呈することができる。

(表彰の時期)

第6条 第3条の表彰は、次の各号に掲げる日に行う。

- (1) 第3条第1号に該当する者 本学創立記念日又は退職の日
- (2) 第3条第2号及び第3号に該当する者 退職の日

2 第4条の表彰は、必要がある場合にその都度行うものとする。

(勤続期間又は在職期間の計算)

第7条 第3条に規定する勤続期間又は本学在職期間の計算は、表彰の日の属する月まで

に国立大学法人等の職員又は本学在職期間の通算の月数による。

- 2 学長の要請に応じ、他の国立大学法人等に引き続いて勤務した本学職員が、当該国立大学法人等の職員から引き続いて再び本学職員となった場合における当該国立大学法人等の職員としての在職期間は、本学在職期間に通算する。
- 3 定年、勸奨又は死亡により退職した者の勤続期間については、その勤続期間の端数が6月以上1年未満の場合は、1年として計算する。
- 4 本学においてパートタイム職員（勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様で、任用期間が1か月以上の日々雇用職員）として在職した期間については、常勤職員に引き続いた場合に本学在職期間に通算することができる。
- 5 次の各号に掲げる期間は、在職期間から除算する。
 - (1) 休職の期間（労務上の負傷又は疾病による休職の期間を除く。）
 - (2) 懲戒処分による減給又は停職の期間
（リフレッシュ休暇）

第8条 第3条第1号に規定する表彰を受けた者は、心身のリフレッシュのため、年次有給休暇の活用により、表彰された日の翌日から当該年度末までの期間において、休日及び代休日を除いて連続する5日間の休暇を取得することができる。

- 2 学長は、前項に規定する休暇の取得が可能となるよう、配慮しなければならない。
（雑則）

第9条 この規程に定めるもののほか、職員の表彰の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人鳴門教育大学永年勤続者表彰規程（平成16年規程第23号）は、廃止する。